

藤沢市議会定例会議案

2020年（令和2年）6月8日提出

目 次

議案第 6 号	財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋等)	1
議案第 7 号	財産の取得について (災害備蓄用毛布)	5
議案第 8 号	財産の取得について (学習用ノートパソコン)	8
議案第 9 号	財産の取得時期の変更について (都市ボランティアユニフォーム)	1 1
議案第 1 0 号	工事請負契約の締結について (藤沢聖苑北側斜面地対策工事)	1 2
議案第 1 1 号	工事請負契約の締結について (石名坂環境事業所整備工事)	1 6
議案第 1 2 号	製造請負契約の締結について (救助工作車)	1 8
議案第 1 3 号	市道の認定について	2 1
議案第 1 4 号	藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正 について	2 3
議案第 1 5 号	藤沢市市税条例の一部改正について	2 5
議案第 1 6 号	藤沢市手数料条例の一部改正について	2 7
議案第 1 7 号	藤沢市藤沢駅前広場条例の制定について	2 8

議案第18号	藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する 条例の制定について	33
議案第19号	藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ...	38
議案第20号	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について	40
議案第21号	藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	42
議案第22号	藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における 安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の 一部改正について	43
議案第23号	藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部改正について	45

財産の取得について

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等を次のとおり取得する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 取得する財産

災害備蓄用簡易トイレ処理袋	63,360セット
トイレ本体	16台
トイレ用テント	16台
チリ紙	42,000枚

2 契約の相手方

藤沢市朝日町10番地の7 旭ビル5階

株式会社河本総合防災湘南支店

支店長 伊 藤 政一郎

3 取得価格

67,979,120円

4 取得時期

2021年（令和3年）3月19日

提案理由

災害時のトイレ設備の充実を図るため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により，議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は，予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については，1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

< 議案第6号資料1 >

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等供給契約の相手方状況調書

1 会社名 藤沢市朝日町10番地の7 旭ビル5階
株式会社河本総合防災湘南支店
支店長 伊藤政一郎

2 資本金 80,000千円

3 職員数 全体 93人 湘南支店 4人

4 創業 1957年(昭和32年)

5 主な物件供給実績

災害備蓄用粉ミルクほか(藤沢市発注)

2019年(平成31年) 3月納入

2,642千円

消防用ホース(藤沢市発注)

2017年(平成29年) 12月納入

4,963千円

<議案第6号資料2>

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
株式会社河本総合防災湘南支店	61,799,200円	落札
D R プ ラ ン ニ ン グ 株 式 会 社	62,644,000円	
有 限 会 社 板 垣 商 店	63,172,000円	
有限会社フィールド藤沢支店	63,277,600円	
相日防災株式会社藤沢支店	63,488,800円	

予 定 価 格	62,645,000円	
---------	-------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

財産の取得について
災害備蓄用毛布を次のとおり取得する。
2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長
鈴木恒夫

- 1 取得する財産
災害備蓄用毛布 4,600枚
- 2 契約の相手方
藤沢市立石二丁目1番10号
有限会社板垣商店
代表取締役 板垣力
- 3 取得価格
22,264,000円
- 4 取得時期
2021年（令和3年）3月19日

提案理由

災害時、避難所生活を行う上で必要な物資の充実を図るため、財産の取得をした
いので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第
3条の規定により提出する。

<議案第7号資料1>

災害備蓄用毛布供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市立石二丁目1番10号
有限会社板垣商店
代表取締役 板垣 力
- 2 資本金 5,000千円
- 3 職員数 5人
- 4 創業 1980年(昭和55年)
- 5 主な物件供給実績
災害備蓄用毛布(藤沢市発注)
2019年(令和元年)8月納入
7,413千円
藤沢市消防団 高性能防火衣(藤沢市発注)
2018年(平成30年)10月納入
10,174千円

<議案第7号資料2>

災害備蓄用毛布供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
有 限 会 社 板 垣 商 店	20,240,000円	落 札
株式会社河本総合防災湘南支店	20,700,000円	
D R プ ラ ン ニ ン グ 株 式 会 社	20,700,000円	
株 式 会 社 湘 南 ダ イ イ チ	21,160,000円	
有限会社フィールド藤沢支店	21,390,000円	
相日防災株式会社藤沢支店	21,528,000円	
株式会社さいか屋藤沢店		辞 退

予 定 価 格	20,700,000円	
---------	-------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

財産の取得について
学習用ノートパソコンを次のとおり取得する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 取得する財産
コンバーチブル型ノートパソコン 10,291台
- 2 契約の相手方
藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル
株式会社有隣堂藤沢営業所
所長 石 井 義 孝
- 3 取得価格
504,876,460円
- 4 取得時期
2020年（令和2年）12月28日

提案理由

文部科学省が公表する「GIGAスクール構想」に基づき、市立中学校に通う生徒に1人1台の学習用端末を整備するため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

<議案第8号資料1>

学習用ノートパソコン供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル
株式会社有隣堂藤沢営業所
所長 石井義孝
- 2 資本金 50,000千円
- 3 職員数 全体364人 藤沢営業所6人
- 4 創業 1909年(明治42年)
- 5 主な物件供給実績
分庁舎什器備品その4(椅子) (藤沢市発注)
2019年(令和元年)12月納入
64,040千円
学校教育用ICT機器(プロジェクターほか) (藤沢市発注)
2019年(令和元年)8月納入
126,321千円

<議案第8号資料2>

学習用ノートパソコン供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
株式会社有隣堂藤沢営業所	458,978,600円	落札

予 定 価 格	458,978,600円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

財産の取得時期の変更について

令和元年9月4日に議決された財産の取得（都市ボランティアユニフォーム）の取得時期について、次のとおり変更する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

東京都江東区新砂三丁目1番18号

アシックスジャパン株式会社

代表取締役社長 小林 淳 二

2 変更内容

取得時期

変 更 前	変 更 後
2020年（令和2年）6月15日	2020年（令和2年）10月31日

提案理由

都市ボランティアユニフォームの取得時期を変更したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

工事請負契約の締結について

藤沢聖苑北側斜面地対策工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市鵜沼石上三丁目3番2号

株式会社西尾建設

代表取締役 西 尾 雄一郎

2 工事の概要

(1) 地山補強土工事一式

(2) 法面^{のり}ネット工事一式

(3) 附帯工事一式

3 契約金額

178,387,000円

4 工事の場所

藤沢市大鋸1251番地

5 工 期

議決の日着工

2022年（令和4年）1月21日しゅん工予定

提案理由

藤沢聖苑北側斜面地対策工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

<議案第10号資料1>

藤沢聖苑北側斜面地対策工事請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市鶴沼石上三丁目3番2号
株式会社西尾建設
代表取締役 西尾雄一郎
- 2 資本金 20,000千円
- 3 年間工事高

平成31年4月期	土木一式工事	165,721千円
	その他工事	274,407千円
	合計	440,128千円
平成30年4月期	土木一式工事	301,752千円
	その他工事	191,817千円
	合計	493,569千円
- 4 職員数 技術職員 11人
事務職員 3人
合計 14人
- 5 創業 1966年（昭和41年）
- 6 主な工事実績
南部処理区管渠更生工事（その2）（藤沢市発注）
2019年（令和元年）10月しゅん工
68,322千円
片瀬山地区避難経路沿線斜面地対策工事（第5工区）（藤沢市発注）
2019年（平成31年）2月しゅん工
106,743千円

<議案第10号資料2>

藤沢聖苑北側斜面地対策工事入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
株式会社西尾建設	千円 162,170	落 札
森山建設株式会社	162,880	
日高建設株式会社	178,000	
株式会社エノモト	180,000	
株式会社入内島土建		辞 退
株式会社渡博建設		辞 退
タイヨー建設株式会社		辞 退
株式会社湘南宮繕協会	144,200	失 格
伊澤建設株式会社	144,480	失 格
株式会社堀本工務店	144,610	失 格
株式会社門倉組	145,200	失 格
三和工業株式会社	145,433	失 格

予 定 価 格	千円 181,340	
調 査 基 準 価 格	161,820	
失 格 基 準 価 格	145,638	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

石名坂環境事業所整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 契約の相手方

東京都大田区羽田旭町11番1号
荏原環境プラント株式会社営業本部
本部長 佐藤 誉 司

2 工事の概要

- (1) 廃熱ボイラー水管補修工事一式
- (2) ろ過式集じん器ろ布取替工事一式

3 契約金額

191,840,000円

4 工事の場所

藤沢市本藤沢二丁目1番1号

5 工 期

議決の日着工

2021年（令和3年）3月15日しゅん工予定

提案理由

石名坂環境事業所整備工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第11号資料>

石名坂環境事業所整備工事請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 東京都大田区羽田旭町11番1号
荏原環境プラント株式会社
代表取締役社長 渡邊良夫
(営業本部本部長 佐藤誉司)
- 2 資本金 5,812,000千円
- 3 年間工事高
令和元年12月期 機械器具設置工事 9,066,285千円
その他工事 19,655,000千円
合計 28,721,285千円
平成30年12月期 機械器具設置工事 10,243,136千円
その他工事 13,066,119千円
合計 23,309,255千円
- 4 職員数 技術職員 1,718人
事務職員 313人
合計 2,031人
- 5 創業 2006年(平成18年)
- 6 主な工事実績
石名坂環境事業所整備工事(藤沢市発注)
2020年(令和2年)3月しゅん工
1,590,840千円
石名坂環境事業所整備工事(藤沢市発注)
2018年(平成30年)3月しゅん工
815,400千円

製造請負契約の締結について
救助工作車の製造について、次のとおり請負契約を締結する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 契約の相手方
横浜市神奈川区二ツ谷町1番地8
帝商株式会社横浜営業所
所長 寺 本 安 孝
- 2 製造すべき車両
救助工作車 1台
- 3 契約金額
201,850,000円
- 4 製造工期
議決の日着工
2021年（令和3年）3月19日納入期限

提案理由

南消防署に配備している救助工作車の老朽化に伴う車両更新のため、製造請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第12号資料1>

救助工作車製造請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 横浜市神奈川区二ツ谷町1番地8
帝商株式会社横浜営業所
所長 寺本安孝
- 2 資本金 85,000千円
- 3 職員数 全体47人 横浜営業所4人
- 4 創業 1948年(昭和23年)
- 5 主な製造請負実績
救助工作車・高度救助用資機材(藤沢市以外発注)
2018年(平成30年)2月納入
158,976千円
救助工作車(3型)(藤沢市以外発注)
2018年(平成30年)2月納入
153,370千円

<議案第12号資料2>

救助工作車製造請負契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
帝商株式会社横浜営業所	183,500,000円	落札
日本機械工業株式会社本社営業部	195,800,000円	
ジーエムいちはら工業株式会社 東 京 営 業 所	197,400,000円	
株式会社モリタ東京支店	197,500,000円	
株式会社野口ポンプ製作所	198,000,000円	
予 定 価 格	187,156,730円	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	藤沢 769号線	本町四丁目1470番1地先	6.0 ～ 25.0	236.2
		本町四丁目1470番46地先		
2	藤沢 770号線	本町四丁目1470番28地先	6.0	228.6
		本町四丁目1470番137地先		
3	藤沢 771号線	本町四丁目1470番139地先	6.0	246.1
		本町四丁目1470番55地先		
4	藤沢 772号線	本町四丁目1470番91地先	6.0	87.0
		本町四丁目1470番82地先		
5	藤沢 773号線	本町四丁目1470番67地先	6.0	26.6
		本町四丁目1470番60地先		
6	藤沢 774号線	本町四丁目1470番67地先	6.0	63.5
		本町四丁目1470番29地先		
7	明治 525号線	羽鳥三丁目1039番73地先	6.0	52.6
		羽鳥三丁目1039番1地先		

8	長後	下土棚字渋谷ノ里1152番12地先	5.0	86.8
	928号線	下土棚字渋谷ノ里1059番19地先		
9	本町1号	本町四丁目1470番1地先	3.0	33.2
	歩行者専用道	本町四丁目1470番99地先		
10	本町2号	本町四丁目1470番123地先	4.0	26.0
	歩行者専用道	本町四丁目1470番110地先		

提案理由

藤沢769号線ほか9路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 当分の間，別表第7の規定にかかわらず，その特別の考慮の必要性が高いものとして市長が規則で定める場合に係る感染症業務手当の額は1勤務につき3,000円と，その特別の考慮の必要性が特に高いものとして市長が規則で定める場合に係る感染症業務手当の額は1勤務につき4,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行し，令和2年2月1日から適用する。
（感染症業務手当の内払）
- 2 改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第13項の規定を適用する場合においては，改正前の藤沢市一般職員の給与に関する条例第10条の規定に基づいて支給された感染症業務手当は，同項の規定による感染症業務手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染のリスク等極めて厳しい勤務環境において業務に従事した場合における感染症業務手当の額の特例を定める必要による。

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第23条の3見出し中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第62条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第15条第29項」を「第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第15条第31項第1号」を「第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第15条第31項第2号」を「第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第33項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第33項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条

第33項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15条第45項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第20項を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

附則第24項の次に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

25 第7条の2第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する第15条の2第8項の条例で定める期間について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市市税条例第23条の2及び第23条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことを受けて、固定資産税の課税標準の特例割合を定め、及び新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられたことに伴う所要の改正等をする必要による。

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の17の表8の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市藤沢駅前広場条例の制定について
藤沢市藤沢駅前広場条例を次のように定める。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市藤沢駅前広場条例

（目的及び設置）

第1条 本市の都心部であり、藤沢・湘南の玄関口でもある藤沢駅街区を、市民等の憩い、賑わい、交流の場とすることにより、藤沢駅周辺及び本市の魅力を発信し、もって本市の付加価値を高めるため、藤沢市藤沢駅前広場（以下「広場」という。）を設置する。

（位置）

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
サンパール広場	藤沢市藤沢552番6
サンパレット広場	藤沢市藤沢460番5

（利用）

第3条 広場は、第5条の規定により使用を許可した場合及び管理上必要がある場合を除き、広く一般に開放するものとする。

（行為の禁止）

第4条 広場においては、次に掲げる行為（第8号から第15号までに掲げる行為にあつては歩行者の往来に相当の影響を与えるおそれがなく、かつ、営利を目的としたものとは認められないものを除く。）をしてはならない。ただし、第8号から第15号までに掲げる行為については、次条の規定による許可を得て行う場合

にあつては、この限りでない。

- (1) 施設、設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (3) 暴力を用い、その他利用者の迷惑となる行為
- (4) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させること。
- (5) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (6) 歩行者動線上に施設、物品等を設置することその他歩行者の妨げとなること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為
- (8) 興行、展示会、集会、その他これらに類する行為
- (9) 営利を目的として物品を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- (10) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (11) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (12) 火気を使用すること。
- (13) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為
- (14) 施設、物品等を設置し、又は放置すること。
- (15) 車両を乗り入れること。

(使用の許可等)

第5条 広場の一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（第12条に規定する市長が指定するものをいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による利用である場合

(3) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第9条に規定する暴力団の利益となる場合

(4) その他広場の管理運営上支障があると認める場合

3 指定管理者は、広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付けることができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 工事その他の広場の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

5 指定管理者は、前項第1号から第3号までの規定に該当し、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その責任を負わない。

6 使用者は、使用許可を受けた目的以外に広場を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

7 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（使用許可事項の変更）

第6条 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用料金）

第7条 使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が指定する期日までに、支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除

することができる。

(既納の利用料金の不返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復)

第10条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第5条第4項の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、自己の費用をもって直ちに原状に回復し、指定管理者に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項に定める義務を履行しないときは、指定管理者がこれを代行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により広場の設備又は施設等を毀損し、又は亡失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に規定する目的に寄与する、広場において実施する事業に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 広場の使用許可及びその取消しに関する業務

(指定管理者の指定等)

第14条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による広場の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

場所	使用区分	単位	金額	
			平日	休日等
サンパール広場	全面	1日	196,800円	442,800円
ガーデンパーク	全面	1日	16,000円	36,000円
	半面	1日	8,000円	18,000円
ガーデンテラス	全面	1日	12,000円	27,000円
待ち合わせ広場	全面	1日	12,000円	27,000円
上記以外の部分		1㎡	80円 (非営利の利用に あつては40円)	180円 (非営利の利用に あつては90円)
サンパレット広場	全面	1日	49,600円	111,600円

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市藤沢駅前広場の供用を開始する必要による。

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の制定について
藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例を次のように定める。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、この市が実施する公共下水道事業に関し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項の規定により徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する受益者分担金（以下「負担金等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 公共下水道事業 都市計画法第59条第1項の規定による認可（同法第63条第1項の規定による認可を含む。）を受け、又は下水道法第4条第1項の規定による事業計画を定めて行う公共下水道の整備に関する事業をいう。
- (3) 区域外流入 下水道法第4条第1項の規定による事業計画に定める区域外の土地において排水設備を設け、当該土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。
- (4) 受益者 公共下水道の排水区域内に存する土地（受益者分担金に係るものにあつては、建築物の敷地）又は区域外流入に係る土地の所有者（当該土地

について地上権、賃借権その他の土地を排他的に使用することができる権利（これらの権利で一時使用のため設定されたものを除く。（以下「地上権等」という。））を有する者があるときは、当該者）をいう。

(5) 受益地 前号の公共下水道の排水区域内に存する土地又は区域外流入に係る土地をいう。

(受益者)

第3条 市長は、受益地において土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業が施行されている場合において、必要があると認めるときは、換地処分がなされていない土地を換地処分がなされているものとみなし、その受益者を定めることができる。

(負担金等の額)

第4条 受益者が負担する負担金等の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内の受益地の面積1平方メートルにつき、受益者負担金にあつては別表に掲げる1平方メートル当たりの受益者負担金の額を、受益者分担金にあつては800円を乗じて得た額とする。この場合において、当該負担金等の額に1円未満の端数があるときはその端数を、その全額が1円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

2 前項の受益地の面積は、登記簿その他の公簿に記載された地積によるものとする。ただし、当該登記簿の地積と事実とが著しく異なるときは、市長が実測その他の方法により認定した面積を当該受益地の面積とすることができる。

(徴収対象区域の決定)

第5条 市長は、負担金等を徴収しようとするときは、あらかじめ、負担金等を徴収しようとする区域（以下「徴収対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(受益者の申告)

第6条 前条の規定により公告された徴収対象区域内の受益者は、受益地に関して規則で定める事項を市長が定める日までに市長に申告しなければならない。この場合において、受益者が当該土地について地上権等を有する者であるときは、土地所有者の同意を得なければならない。

2 同一の土地について共有等2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が前項の申告をしなければならない。

(負担金等の徴収)

第7条 市長は、第5条の規定による公告の日における徴収対象区域内の受益者から負担金等を徴収するものとする。

(負担金等の納期及び各納期に係る徴収額)

第8条 負担金等の納期は、次のとおりとし、当該各納期において徴収する負担金等の額(以下「徴収額」という。)は、第4条の規定により算定した負担金等の額を4で除して得た額とする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 11月1日から同月末日まで

第4期 1月4日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、年度の途中から負担金等の徴収を開始するときその他特別な理由があるときは、納期又は徴収額を別に定めることができる。

3 第1項又は前項の規定により定めた徴収額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る徴収額に合算するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、区域外流入に係る土地の受益者分担金は、第4条の規定により算定した額を一括して徴収するものとする。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、負担金等のうち当該届出の日までに納期限が到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(負担金等の減免)

第10条 市長は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金等を減額し、又は免除することができる。

(受益者負担金の徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号の一つに該当するときは、受益者の申請により、その者の受益者負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が受益者負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況等により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者において災害、盗難その他の事故が生じたことにより、その者が受益者負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(延滞金の割合等)

第12条 受益者負担金に係る藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の適用については、同条例第2条及び附則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」とする。

2 市長は、受益者が負担金等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、当該負担金等に係る延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例（以下「新条例」という。）は、公布の日から施行する。

（藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の廃止）

2 藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年藤沢市条例第12号）及び藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成13年藤沢市条例第33号）（以下これらを「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条の規定により単位負担金額の予定額を基礎として賦課された受益者負担金は、新条例第4条の規定に

より算出され、賦課された受益者負担金とみなす。

別表（第4条関係）

負担区名	1平方メートル当たりの受益者負担金の額
藤沢	80.16円
辻堂	87.72円
江ノ島	87.72円
羽鳥	142.38円
石川鍛冶山	510.2円
東部第一	460円
東部第二	510円
東部第三	520円
東部第四	470円
折戸	495円
流域	512円

提案理由

この条例を提出したのは、公共下水道事業に係る受益者負担金及び受益者分担金の賦課徴収に関する手続を統一する必要による。

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の
中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成17年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「以下「受水槽」を「第14条第2項において単に「水槽」に改め、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、定期の」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に」に改める。

第10条第2号中「さく」を「柵」に、「又はかぎ」を「鍵」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「水槽」に改め、同項第3号中「におい」を「臭い」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより」を「規則で定めるところによ

り、毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「当該小規模貯水槽水道の水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第1項中「期間」を「期限」に改め、同条第2項及び第3項中「市長の行う」を「期限を定めて、」に改め、同条第4項中「期間」を「期限」に改め、同条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「期間」を「期限」に改める。

第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、水道法施行規則の一部が改正され、これを参考にして
いる本市の小規模受水槽水道に係る基準を改める必要があることから、所要の改正
をする必要による。

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成17年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第5条第7号中「第2項」を「第3項」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により置いた浄化槽管理士に対し、第2条第2項に定める登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士の資質向上のために規則で定める研修を受講させなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第10条第2項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改める。

第12条第1項第4号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、浄化槽法の一部が改正され、浄化槽管理士に対する研修機会の確保に関する事項を条例で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。